

### ファイアーウォール規制の見直し

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成20年法律第65号、平成20年6月6日成立、同月13日公布、以下「改正法」といいます。)によって金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)、銀行法、保険業法等(以下「金商法等」といいます。)が改正され、ファイアーウォール規制の見直し及び利益相反管理体制の構築に係る金商法等及び関係政令<sup>(1)</sup>・内閣府令<sup>(2)</sup>(平成21年1月23日公布)が、いずれも平成21年6月1日から施行されます。本Newsletterでは、このうちファイアーウォール規制の見直しについて取り上げてみたいと思います。

#### 1. ファイアーウォール規制とは

ファイアーウォール規制とは、証券会社・銀行・保険会社等金融グループ会社相互間における、役職員の兼職規制及び顧客の非公開情報の授受の制限等を内容とした各種規制を総称する概念をいいます。わが国のファイアーウォール規制は、平成5年に金融制度改革法が施行され、従前の銀証分離を維持しつつ、業態別子会社形態による証券会社・銀行間の相互参入が解禁された際、相互参入により生じうる利益相反による弊害や優越的地位の濫用を防止するため、米国の制度を参照して初めて導入されました。その後、平成10年に金融システム改革法が施行され、持株会社形態による証券会社・銀行間の相互参入や保険会社との相互参入(業態別子会社又は持株会社形態)が解禁された際、ファイアーウォール規制はこうした相互参入形態に関しても適用されることとなりました。なお、ファイアーウォールと類似した概念に

チャイニーズウォールがありますが、チャイニーズウォールは、同一法人内の部署間における情報障壁等(利益相反管理体制の構築に係る具体的措置の一つとして掲げられている取引部門の分離(改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」といいます。))70条の3第1項2号イ等))を指す概念として用いられる一方、ファイアーウォールは、金融グループ内における異なる法人相互間における情報障壁等を指す概念として用いられている点で相違します。

#### 2. ファイアーウォール規制の見直しの経緯

改正前の金商法等におけるファイアーウォール規制は、①役職員の兼職禁止、及び②顧客の非公開情報の授受及び利用の制限等の外形的な規制によって弊害防止を図ろうとする枠組みを採用していました。しかしながら、平成18年秋以降、わが国金融・資本市場の競争力強化が叫ばれ、金融グループとしての総合的なサービスの提供を通じた顧客利便の向上や金融グループとしての統合的内部管理の要請といった観点から、ファイアーウォール規制の見直しを求めるべきとの諸提言がなされてきました(平成19年12月18日公表の金融審議会第一部会報告「金融審議会金融分科会第一部会報告～わが国の金融・資本市場の競争力強化に向けて～」、平成19年12月21日公表の「金融・資本市場競争力強化プラン」参照)。

そこで、改正後の金商法等においては、顧客利便の向上や金融グループの統合的内部管理の要請に応えるため、証券会社・銀行・保険会社間のファイアーウォール規制について新たな枠組みを提供する(改正後の金商法31条の4、44条の3第1項4号、改正後の金商業等府令153条1項7号、8

#### 本ニューズレターの執筆者



こぼり ゆうじ  
小張 裕司

パートナー  
弁護士



いがらし ちか  
五十嵐 チカ

カウンセラー  
弁護士

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室  
(電話:03-5562-8352 E-mail:info@jurists.co.jp)

号、9号、153条2項、154条等)と共に、他方、金融機関及び金融グループに対しては利益相反管理体制の構築を法令上義務付けることとしました(改正後の金商法36条2項、改正後の銀行法13条の3の2、改正後の保険業法100条の2の2等<sup>(3)</sup>)。

### 3. ファイアーウォール規制の見直しに係る改正のポイント

改正後の金商法等及び関係政令・内閣府令に基づくファイアーウォール規制の見直しにおける主な変更点は、(A)金融グループ内(証券会社と銀行・保険会社等との間)の役職員の兼職規制の撤廃と(B)顧客に関する非公開情報の授受及び利用に係る規制の見直しの2点にまとめることができます。(B)はさらに、(1)法人顧客に対するオプトアウト制度の導入、(2)内部管理目的による情報共有の例外(及び従前のいわゆる当局承認制度の廃止)、及び(3)顧客情報を利用した金融商品取引契約の締結の勧誘制限に分けられます。

以下では、これら改正のポイントを概説した上、平成21年6月1日から適用される金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(以下「金商業者等向け監督指針」といいます。)及びパブリックコメントに対する金融庁の考え方(平成20年11月14日公表の関係政令案・内閣府令案等に対するパブリックコメント結果は平成21年1月20日公表、平成20年11月14日公表の金商業者等向け監督指針の一部改正案及び主要行等向け監督指針の一部改正案等に対するパブリックコメント結果は平成21年1月30日公表)を参照しつつ、実務上の問題点をいくつか取り上げます。

### 4. 役職員の兼職規制の撤廃

改正前の金商法下では、(1)有価証券関連業<sup>(4)</sup>を行う金融商品取引業者の役員(取締役、会計参与、監査役又は執行役)が、当該金融商品取引業者の親銀行等の役職員(上記の役員<sup>(5)</sup>又は使用人)を兼職すること、及び(2)これらの金融商品取引業者の役職員が、当該金融商品取引業者の子銀行等の役員を兼職することは、いずれも禁止されてきました(改正前の金商法31条の4第1項、2項)。

一方、改正後の金商法下では、金融機関及び金融グルー

プにおける利益相反管理体制の整備を前提に、こうした役職員の兼職禁止に係る規定は削除され、役職員の兼職規制は撤廃されることとなります。保険業法においても、保険会社の役員が、グループの銀行や有価証券関連業を行う金融商品取引業者等の役職員を兼職することは禁止されてきました(改正前の保険業法8条1項)が、改正法により、当該規定も削除されています。但し、銀行又は保険会社の常務に従事する取締役や執行役は、引き続き、当局の認可を得なければ他の会社の常務に従事できない点に留意が必要です(銀行法7条、改正後の保険業法8条1項)。

なお、第一種金融商品取引業者又は投資運用業を行う金融商品取引業者の取締役又は執行役が、他の会社の役員を兼職する場合には、従前通り、当局への事後届出が必要です(改正後の金商法31条の4第1項)。そして、改正法によって役職員の兼職規制が撤廃されることに伴い、第一種金融商品取引業以外の有価証券関連業を行う金融商品取引業者の取締役又は執行役についても、親銀行等又は子銀行等の役員を兼職する場合には、当局への事後届出が必要となる旨の規定が新設されました(改正後の金商法31条の4第2項)。この事後届出に関しては、改正後の金商業等府令31条により、届出書の記載事項等所要の整備がなされています。

### 5. 非公開情報の授受/利用の制限に係る規制の見直し

#### (1) 法人顧客に関するオプトアウト制度

改正前の金商法下では、有価証券関連業を行う金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者に限ります。以下「証券会社等」といいます。)が、(1)有価証券の発行者又は顧客に関する非公開情報<sup>(6)</sup>を親法人等・子法人等との間で授受すること、及び(2)親法人等・子法人等から取得した顧客に関する非公開情報を利用して金融商品取引契約の締結を勧誘することは、書面による事前の同意<sup>(7)</sup>その他の一定要件を満たさない限り、原則として禁止されてきました(改正前の金商法44条の3第1項4号、改正前の金商業等府令153条7号・8号)。

改正後の金商法下では、上述の諸提言を受け、内閣府令の

改正により、法人顧客と個人顧客とで取扱いを区別し、個人顧客については従前通りオプトイン（非公開情報を共有されることについて書面により積極的に同意すること<sup>(8)</sup>）制度を維持しますが、法人顧客については新たにオプトアウト（あらかじめ非公開情報を共有する旨を通知された上で、共有を望まない場合に親子法人等への非公開情報の提供の停止を求めること<sup>(9)</sup>）制度を導入することとしました。かかるオプトアウト制度においては、証券会社等又はその親法人等若しくは子法人等が、法人である有価証券の発行者又は顧客に対して非公開情報の提供の停止を求める機会（オプトアウトの機会）を適切に提供している場合、当該発行者等が停止を求める申出（オプトアウト）を行うまでは、非公開情報の提供について当該発行者等の書面による同意があるものとみなされます（改正後の金商業等府令 153 条 2 項）。

## (2) 内部管理目的による情報共有

改正前の金商法下では、特に外資系証券会社等は、内部管理に関する業務（内部管理業務）の全部又は一部を行うため、弊害防止措置の適用除外のための当局承認を得た上で、有価証券の発行者又は顧客に関する非公開情報を当該発行者等の書面による事前の同意なく「特定関係者」との間で授受してきました（金商法44条の3第1項但書、改正前の金商業等府令151条、152条）。

改正後の金商法下では、上述の諸提言を受け、内閣府令の改正により、内部管理目的による情報共有について当局承認に関する規定を削除するとともに、当局承認がなくとも、当該金融商品取引業者及び特定関係者において内部管理に関する業務を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられていることを条件に、証券会社等がグループ内において内部管理目的で一定の情報を授受することを認めます（改正後の金商業等府令153条1項7号リ）。但し、①内部管理目的で取得した非公開情報の利用は、内部管理目的での利用に限定され（改正後の金商業等府令153条1項9号）、②証券会社等が内部管理目的で行う情報授受に関しては、情報授受の相手方となる親法人等・子法人等の商号、内部管理業務の執行の方法、内部管理業務を所掌する組織や人員の配置を業務方法書の記載事項とし（金商法29条の2第2項2

号、改正後の金商業等府令8条6号ト）、当局においてもその体制が把握できるようにしています。

ここで「内部管理に関する業務」とは、法令遵守管理、損失の危険の管理、内部監査及び内部検査、財務、経理及び税務に関する各業務をいいます（改正後の金商業等府令153条3項）。法令遵守管理には、取扱い商品・サービスに関連する法律問題の検討、顧客等からの苦情・照会等への対応、利益相反管理及び非公開情報の管理、監督当局への対応等が含まれます（金商業者等向け監督指針IV-3-1-4(3)①）。

非公開情報を「提供」できる相手方は、従前通り「特定関係者」に限られますが（改正後の金商業等府令153条4項、改正前の金商業等府令151条1項参照）、証券会社等が内部管理目的で非公開情報を「受領」する相手方については、特定関係者以外の親法人等・子法人等も広く含まれる点に留意が必要です。

## (3) 顧客に関する非公開情報の利用制限

改正前の金商法下では、金融商品取引業者は全て、親法人等・子法人等が顧客から書面による同意を得ないで取得した非公開情報を利用して、金融商品取引契約の締結を勧誘してはならないこととされていました（改正前の金商業等府令153条8号）。

改正後の金商法下では、①規制対象が証券会社等に限定されるとともに（改正後の金商業等府令 153 条 1 項 8 号）、②法人顧客についてはオプトアウト制度が適用されることとなります（改正後の金商業等府令 153 条 2 項）。

## (4) 登録金融機関に対する規制

なお、登録金融機関<sup>(10)</sup>に対する上記の各種規制に関しては、証券会社等に対する規制と対比すると、次のような異同があります。

- (a) 法人顧客の非公開情報に関するオプトアウト制度については、登録金融機関には証券会社等と同様の規定（改正後の金商業等府令 153 条 2 項）は置かれていません<sup>(11)</sup>。

- (b) 証券会社等と同様の例外措置として、内部管理目的での非公開情報の「提供」が認められています(改正後の金商業等府令 154 条 4 号<sup>12)</sup>)。
- (c) 親法人等・子法人等から取得した顧客に関する非公開情報を利用した勧誘の制限についても、上記(3)の規制対象と平仄をとり、「登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人」に限定されることとなりました(改正後の金商業等府令 154 条 5 号。なお、下線部は改正による追加箇所かつ証券会社等に対する規制との相違箇所です)。

## 6. 実務上の留意点

### (1) 法人顧客の非公開情報に関するオプトアウト制度

#### (a) オプトアウト制度の対象となる法人顧客

オプトアウト制度の対象となる法人顧客における「法人」とは、法人格が付与されている者をいいます。従って、国や地方公共団体等の公法人は法人顧客としてオプトアウト制度の対象となりますが、権利能力なき社団・財団、法人格のない持株会、組合等は法人顧客に含まれず、情報共有に際してはオプトインが必要です。

オプトアウト制度を導入する場合、全ての法人顧客を対象とする必要はありません。グループ会社が一体となって営業を行いたいターゲットの法人顧客だけにオプトアウトの機会を提供し、ターゲット外の法人顧客には引き続きオプトインを利用するといった両制度の併用も許されますが、この場合には、どのような属性の法人顧客に対してオプトアウトの機会を提供するか(提供しないか)の適用基準に関する情報を店舗で掲示・閲覧に供することやホームページに掲載すること等を通じ、各顧客において自己がオプトアウトの機会の提供を受けるか否かを容易に認識できるようにする必要があります(金商業者等向け監督指針IV-3-1-4(1)⑥)。

#### (b) オプトアウトの機会の提供時期

法人顧客の非公開情報に関するオプトアウトの機会の提供については、経過措置により、改正法の施行日(平成21年6月1日)の1ヶ月前から行うことが可能です(「金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令」附則2条2項)。

#### (c) オプトアウトの機会の適切な提供

法人顧客に対するオプトアウト制度を導入する場合、法人顧客に対し、オプトアウトの機会、すなわち親法人等又は子法人等への非公開情報の提供の「停止を求める機会を適切に提供」する必要があります(改正後の金商業等府令153条2項)。オプトアウトの機会の提供の適切性の判断基準に関しては、金商業者等向け監督指針IV-3-1-4(1)が掲げる6項目の留意事項が参考になります。主として、あらかじめの個別通知及びホームページ等による常時掲載を併せて行うべきこと、個別通知の記載事項、個別通知の頻度(概ね1年以上が経過する場合は改めて個別通知すべき)等が掲げられていますが、結局のところ、情報共有を望まない法人顧客に共有停止を求める機会を与えることとした趣旨を踏まえ、個別事例ごとに実態に即して判断すべきものとされています。例えば、顧客に個別通知を一切行わない場合や、ホームページへの掲載を行って当該ホームページのURLと問い合わせ先のみを個別通知する場合、継続的に情報共有を行うにもかかわらず、初回のみ個別通知を行い、その後は店舗での掲示・閲覧やホームページの掲載による一般的な公表措置のみを行う場合等は、基本的にはオプトアウトの機会が適切に提供されたとはいえないでしょう。

オプトアウトの機会を提供する個別通知の方法に関しては、書面のほか、Eメールやファックスにより行うことも許されますが、金商業者等向け監督指針が「書面等により」と定めること(金商業者等向け監督指針IV-3-1-4(1)③)に鑑み、法人顧客に対して口頭により通知することは認められない可能性が高いと思われます。オプトアウトの機会を提供する通知の主体に関しては、顧客の意思を適切に確認するというオプトアウト制度の趣旨に鑑み、顧客から情報を入手してそれをグループ会社に提供する者が自ら通知すべきと考えられます。

また、法人顧客に対するオプトアウトの機会の提供からその非公開情報の授受を開始するまでに必要な期間に関しては、個別事例ごとに実態に即して判断すべきものとされていますが、法人顧客に通知が到達し、オプトアウトするか否かを判断するのに要する期間として、例えば1週間程度とすることも考えられるでしょう。

(d) 法人顧客によるオプトアウトの方法

法人顧客が非公開情報の共有停止を求める方法(オプトアウトの方法)に関して、実務上、証券会社等が法人顧客に対してオプトアウトの行使を書面により行うよう求めることは一律に否定されるものではありません。しかしながら、そのオプトアウトの意思が確認できる限り、必ずしも書面により行うことが法令上求められるものではない以上、書面による求めに対し、法人顧客がなお口頭や電話により共有停止を求めた場合、オプトアウトの行使ありと認定されるリスクがあります。

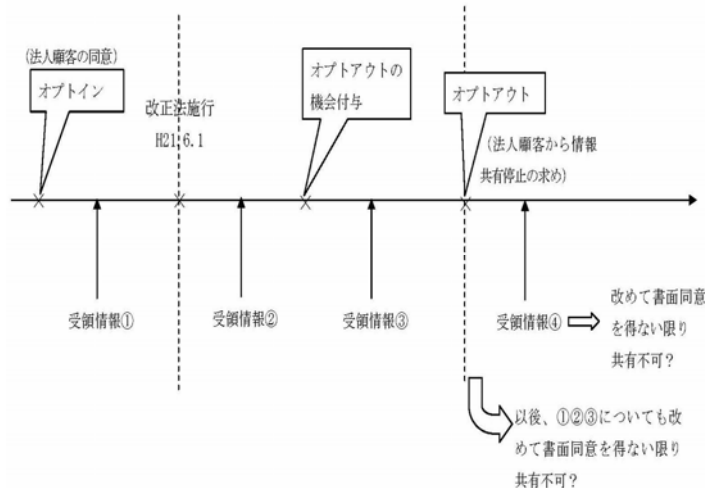
(e) オプトアウト関連書面等の管理・保存

証券会社等は、オプトインに係る同意書面(改正後の金商業等府令153条1項7号イ)を法定帳簿書類として作成し保存する義務がありますが(改正後の金商業等府令157条1項2号ハ)、同意書面を電磁的方法によって取得した場合(改正後の金商業等府令155条1項)には、それを書面にプリントアウトしたものを法定帳簿書類として保存することも許されます。

これに対して、オプトアウトの意思確認に係る書面(例えば、法人顧客に対して送付したオプトアウトの機会を提供する通知の写し、法人顧客によるオプトアウトを行使する書面又はオプトアウトを行使する電話連絡を受けた場合の業務記録等)については、必ずしも法定帳簿書類としての保存義務は課せられていません。しかしながら、当該書面等については、オプトアウト制度に基づく適法な非公開情報の共有がなされていることを証する重要な証拠となるものですから、法定帳簿書類に準じた厳格な管理・保存が必要となるでしょう。

(f) 具体的考察—オプトイン済みの顧客に対するオプトアウト機会の提供

改正法の施行前にオプトインに係る事前の書面同意を得て顧客から非公開情報を受領した場合において、当該顧客に対して、当該同意の対象範囲(共有対象となる情報の種類や共有先の範囲等)が限定的であった等の理由から、証券会社等が改めてオプトアウトの機会を与えたところ、当該顧客から情報共有停止を求められた場合の取扱いについては留意が必要です。改正法の施行前にオプトインにより受領した法人顧客の非公開情報に関しては、改めてオプトアウトの機会を提供することは必須ではありません。しかし、当該非公開情報について改めてオプトアウトの機会を提供した結果、当該法人顧客がオプトアウトした場合には、当該オプトアウトの対象となった非公開情報に関しては顧客の書面による同意があるものとはみなされなくなる結果、改めて当該顧客の書面による同意を得ない限り、当該情報をグループ会社に対して提供することは基本的には認められないものと考えられます<sup>(13)</sup>。従って、既にオプトインによる情報共有が可能な法人顧客の非公開情報を有する場合には、当該法人顧客に対して改めてオプトアウト機会を提供するか否か、また、オプトアウト機会を提供する非公開情報の範囲等をどのように設定するかについて、慎重な検討が求められるでしょう。



(2) 内部管理目的での非公開情報の共有

内部管理目的での非公開情報の共有は、顧客の同意やオプトアウトの不行使を要件とするものではありません。従って、例えば内部管理目的での情報共有について顧客の事前の書面同意がない場合や法人顧客からオプトアウトの行使が

あった場合であっても、内部管理部門から非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられている限りにおいて、グループ内における情報共有は許容されます。但し、私法上の守秘義務<sup>(14)</sup>や個人情報の保護に関する法律に基づく規制については、別途留意する必要があります。

利益相反管理のために必要な情報の授受に関しては、証券会社等については内部管理業務のうち「法令遵守管理」目的での情報共有として（改正後の金商業等府令153条1項7号り、同条3項1号）、また、登録金融機関の金融商品仲介部門における非公開情報の提供については改正後の金商業等府令154条4号りに基づく内部管理業務のうち「法令遵守管理」目的での提供及び同号又に基づく「対象規定」<sup>(15)</sup>の遵守目的による提供としていずれも認められます<sup>(16)</sup>。

### (3) 役職員の兼職

改正前の金商法下では、特に外資系証券会社等は、証券会社と他のグループ金融機関の各内部管理部門における役職員の兼職（ダブルハット）や3つ以上のグループ金融機関の各内部管理部門における役職員の兼職（マルチプルハット）を行うに際し、弊害防止措置の適用除外の当局承認（金商法44条の3第1項但書、改正前の金商業等府令151条、152条）を取得することにより、顧客に関する非公開情報を当該内部管理部門において共有可能な体制を構築していました。この場合、従前は、内部管理部門における責任者レベルでの兼職を行おうとしても、当該内部管理部門を統括する独立の責任者（管理統括責任者）を各金融機関ごとに置く必要がありました（改正前の金商業者等向け監督指針IV-4-2-2-2(3)⑧口等）。一方、改正後の金商法下では、当該管理統括責任者の設置は必須ではなくなり、内部管理部門から非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられている限りにおいて兼職が許されることとなるため、内部管理業務を担当する役職員の兼職可能性が拡大されたといえます。

また、改正後の金商法下では、営業部門の従業員の兼職可

能性も拡大することとなりますが、証券会社等の営業部門の従業員が他のグループ会社の営業部門との間で兼職している場合には、「一の法人等が管理する非共有情報<sup>(17)</sup>以外の非共有情報に対してアクセスできない」ための措置（金商業者等向け監督指針IV-3-1-4(2)⑥イ<sup>(18)</sup>）、兼職による優越的地位の濫用を防止するための措置（金商業者等向け監督指針IV-3-1-4(4)）、誤認防止措置（金商業者等向け監督指針IV-3-1-5(1)②）等の一定の措置を講じる必要があります。

## 7. 今後の課題

ファイアーウォール規制の見直しと利益相反管理体制の構築は相互に関連しつつ、最終的にはわが国金融・資本市場の競争力強化を目指す制度といえますが、金融機関等においては、平成21年6月1日の施行を目前に控え、金商法等に基づく法令上の義務として明示された利益相反管理体制の整備を進めているところでしょう。しかしながら、金融庁は、平成19事務年度（平成19年7月～平成20年6月）以降、金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）をこれからの金融行政における大きな課題と位置付け、ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せや金融機関の自助努力尊重を目指して取組んでいます<sup>(19)</sup>。法令、監督指針及びパブリックコメント結果を慎重に吟味し、新しい体制を構築していくことは不可欠ですが、利益相反管理体制にせよファイアーウォール規制の見直しにせよ、完成品たる新しい体制の形に関しては、全ての金融機関に妥当する画一的な“one fits all”フォーマットは存在しません。各金融機関においては、自社の規模・特性や自社にとってのリスクの濃淡を的確に把握し、それに応じたメリハリある体制の構築を心がけたいところです。

以上

<sup>(1)</sup> 政令に関しては、金融商品取引法施行令、銀行法施行令、保険業法施行令、資産の流動化に関する法律施行令、投資信託及び投資法人に関する法律施行令他を含む計15本の政令の一部が改正されます。

<sup>(2)</sup> 内閣府令に関しては、金融商品取引業に関する内閣府令、銀行法施行規則、保険業法施行規則、企業内容等の開示に関する内閣府令、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則他を含む計135本の政令の一部が改正されます。

<sup>(3)</sup> その他、銀行持株会社に関する銀行法52条の21の2、保険持株会社に

関する保険業法 271 条の 21 の 2、外国保険会社等に関する保険業法 193 条の 2 等があります。

(4) 有価証券関連業とは、金商法 28 条 8 項各号に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいいます(金商法 28 条 8 項)。

(5) 親銀行等又は子銀行等の役員には、理事、監事その他これらに準ずる者を含みます(改正前の金商法 31 条の 4 第 1 項、2 項)。

(6) 非公開情報とは、①発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断(金商法 2 条 8 項 11 号ロに規定する投資判断をいいます。)に影響を及ぼすものと認められるもの、又は②自己若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。)若しくは使用人が職務上知りえた顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報をいいます(金商業等府令 1 条 4 項 12 号)。

(7) 改正後の金商業等府令 153 条 1 項 7 号イ及び 154 条 4 号イの規定による「発行者等の書面による同意」に代えて、当該発行者等の承諾を得て、その同意を電磁的方法により得ることができます。この場合、書面による同意を得たものとみなされます(金商業等府令 155 条)。

(8) オプトインの定義は、金商業者等向け監督指針 IV-3-1-4(1)⑥より引用。但し、前記脚注(7)記載の通り、「書面による同意」のほか「電磁的方法による同意」も含まれます。

(9) オプトアウトの定義は、金商業者等向け監督指針 IV-3-1-4(1) 柱書より引用。

(10) 登録金融機関とは、金商法 33 条の 2 の登録を受けた銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関をいいます(金商法 2 条 11 項、金融商品取引法施行令 1 条の 9)。

(11) 但し、「顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報」の提供及び当該情報を利用した勧誘に関しては、証券会社等と基本的に同様の規定が置かれています(改正後の金商業等府令 123 条 1 項 18 号、24 号、2 項)。

(12) なお、登録金融機関に関しては、「非公開融資等情報」(金商業等府令 1 条 4 項 13 号)に該当しない限り、非公開情報の「受領」については、もともと規制されていません(金商業等府令 154 条 4 号参照)。また、登録金融機関に関する金商業等府令 154 条 4 号の適用場面における非公開情報については、前述脚注(6)の定義に記載される情報のうち、②に記載した「顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別な情報」に限られます。

(13) 金融商品取引業者等向けの監督指針案に対するパブリックコメント結果 36 頁 No.7 他参照。

(14) 顧客情報に関する金融機関の守秘義務に関しては、最高裁第三小法廷平成 19 年 12 月 11 日決定を参照。

(15) 「対象規定」とは、改正後の金商業等府令 123 条 1 項 18 号ニに規定する対象規定(利益相反管理体制整備に関する規定)をいいます。

(16) なお、「顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報」の提供に関しても、対象規定の遵守のために必要なものに係る例外規定が置かれています(改正後の金商業等府令 123 条 1 項 18 号ニ、24 号ハ)。

(17) 「非共有情報」とは、「オプトアウトした法人顧客やオプトインしていない顧客に係る非公開情報」をいいます(金商業者等向け監督指針 IV-3-1-4(2)③)。

(18) 例えば、親子関係にある銀行と証券会社で営業部門の兼職を行う従業員は、銀行又は証券会社が保有する顧客の非共有情報のいずれか一方についてのみアクセスすることができ、両方にアクセスすることは許されないことになるでしょう。

(19) 金融庁の Web サイト(<http://www.fsa.go.jp/policy/br-pillar4/index.html>)及び佐藤金融庁長官講演「金融規制の質的向上について(ベター・レギュレーションへの

取組み)」(平成 19 年 7 月 31 日)(<http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20070731.html>)参照。